

岩手県企業局管理規程第6号

企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県企業局長 中里裕美

企業局契約規程の一部を改正する規程

企業局契約規程（平成6年岩手県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(一般競争入札の入札保証金)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）<u>第21条の15</u>の入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積もる入札金額の100分の3以上の額とする。ただし、単価により入札を行う場合の入札保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p> <p>(随意契約によることができる額)</p> <p>第16条 地方公営企業法施行令<u>第21条の14第1項第1号</u>の管理規程で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 1010 770 1059"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>(特定の随意契約に係る手続)</p> <p>第16条の2 契約担当者は、地方公営企業法施行令<u>第21条の14第1項第3号</u>又は第4号の規定に基づき随意契約により物品等を調達しようとするときは、あらかじめ発注見通しを公表するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令<u>第21条の15</u>の契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、単価により契約を締結する場合の契約保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p> <p>(検査調書の作成)</p> <p>第25条の2 [略]</p> <p>2 検査員は、第20条第1項の規定に基づき契約書が省略された場合（同条第2項の規定により、請書その他これに準ずる書面を徴した場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該契約に係る決裁書に当該検査員<u>の検査済の表示をし、認印を押すことにより</u>、検査に関する調書に代えることができる。</p>	[略]	<p>(一般競争入札の入札保証金)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）<u>第21条の14</u>の入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積もる入札金額の100分の3以上の額とする。ただし、単価により入札を行う場合の入札保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p> <p>(随意契約によることができる額)</p> <p>第16条 地方公営企業法施行令<u>第21条の13第1項第1号</u>の管理規程で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" data-bbox="834 1010 1460 1059"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>(特定の随意契約に係る手続)</p> <p>第16条の2 契約担当者は、地方公営企業法施行令<u>第21条の13第1項第3号</u>又は第4号の規定に基づき随意契約により物品等を調達しようとするときは、あらかじめ発注見通しを公表するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 地方公営企業法施行令<u>第21条の14</u>の契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、単価により契約を締結する場合の契約保証金の額は、契約担当者が定めた額以上の額とする。</p> <p>(検査調書の作成)</p> <p>第25条の2 [略]</p> <p>2 検査員は、第20条第1項の規定に基づき契約書が省略された場合（同条第2項の規定により、請書その他これに準ずる書面を徴した場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず、当該契約に係る決裁書に当該検査員<u>が記名及び検査済の表示をする</u>ことにより、検査に関する調書に代えることができる。</p>	[略]
[略]			
[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。